



2024年4月26日

各位

会社名 日本システム技術株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 平林 武昭
(コード番号 4323 東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役上席執行役員 平林 卓
(TEL 06-4560-1000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月25日開催予定の当社第52期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2023年12月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確に応えうる体制の構築を目指すとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図るため、2024年6月25日開催予定の当社第52期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第27条（取締役の責任免除）第2項の規定の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、定款に定めることにより場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、株主の皆様がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」。）の開催が可能となりました。当社といたしましては、予期しない感染症や自然災害を含む大規模災害の発生及び社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款に第11条第2項を追加するものであります。なお、株主総会の開催方式の決定につきましては、取締役会において株主の皆様の利益や権利の確保に配慮するとともに、その時々々の社会情勢を踏まえ、慎重に検討のうえ判断いたします。また、本変更の効力は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたしますので、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

(4) その他、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月25日(火) (予定)

定款変更の効力発生日 2024年6月25日(火) (予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 <条文省略>	第 1 条～第 3 条 <現行どおり>
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会	(1)取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(3) <u>会計監査人</u>
(4) <u>会計監査人</u>	
第 5 条～第 10 条 <条文省略>	第 5 条～第 10 条 <現行どおり>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招集)	(招集)
第 11 条 <条文省略>	第 11 条 <現行どおり>
<u><新設></u>	<u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第 12 条～第 16 条 <条文省略>	第 12 条～第 16 条 <現行どおり>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 17 条 当社の取締役は、10 名以内とする。	第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。
<u><新設></u>	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(選任)	(選任)
第 18 条 取締役は株主総会において選任する。	第 18 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の	2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の</u>

1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は累積投票によらない。

第 19 条 <条文省略>

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

<新設>

<新設>

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行

1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は累積投票によらない。

第 19 条 <現行どおり>

(任期)

第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行

の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 <条文省略>

<新設>

第 25 条～第 26 条 <条文省略>

（取締役の責任免除）

第 27 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 426 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因である事実の内容、その取締役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 427 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過

の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 <現行どおり>

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 26 条～第 27 条 <現行どおり>

（取締役の責任免除）

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を

失がなく、責任の原因である事実の内容、その取締役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

<削除>

(員数)

<削除>

第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任)

<削除>

第 29 条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

<削除>

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

<削除>

第 31 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

<削除>

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

<削除>

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 426 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因である事実の内容、その監査役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 427 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因である事実の内容、その社外監査役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

<新設>

<新設>

<削除>

<削除>

<削除>

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

<新設>

<新設>

第6章 計算

第37条～第40条 <条文省略>

<新設>

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

第32条～第35条 <現行どおり>

附則

(株主総会の招集に関する経過措置)

第1条 定款第11条第2項の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当社は、第52期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。